

秋田県総合食品研究センター研修員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県総合食品研究センター（以下「総食研」という。）における研修員の受け入れの取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において研修員とは、現に研究者又は技術者としての職務に従事している者や食品産業を支援する職務に従事している者、またはこれらの職務に今後従事する者（以下「技術者等」という。）に対し、総食研における試験研究並びに技術の修得、及び食品産業支援の実務知識並びに手法の修得（以下「研修」という。）の機会を与え、その能力の一層の向上を図るため、総食研が申し込みに応じて受け入れる技術者等をいう。

2 研修期間が1ヶ月以下の研修を短期研修という。

3 研修期間が1ヶ月を超える研修を長期研修という。

(受け入れ機関)

第3条 研修員の受け入れは、総食研において行うものとする。

(研修員の受け入れの申し込み)

第4条 研修を申し込む者（以下「申込者」という。）は、1ヶ月前までに研修員受入申込書（様式第1号）を秋田県総合食品研究センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。また、添付書類は必要に応じて提出するものとする。

なお、農業者、漁業者、森林所有者個人からの申し込みの場合は、秋田県内の市町村長もしくは団体の長からの推薦書（様式第2号）を添付するものとする。

ただし、申込者が国際機関、国際的団体、外国の政府及びその機関、外国の団体若しくは外国人又は国の機関、地方公共団体及びその機関もしくは国内の大学等の公共機関であって、当該様式により難しい場合は、当該様式によらないことができる。

(研修員受け入れの可否の決定)

第5条 所長は、前条の申し込みがあったときは、申し込みに係わる研修員が総食研等における研修を遂行するのに足りる知識及び能力を有し、かつ、当該研修員の受け入れが総食研の業務に支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、研修員として受け入れることができる。

2 所長は、研修員の受け入れの可否を決定したときは、申込者に対し、研修員受入可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 所長は、研修員の受け入れの可否を決定したときは、秋田うまいもの販売課長に対し、研修員受入報告書（様式第8号）により報告するものとする。

(研修員受け入れ契約の締結)

第6条 所長は、長期研修員を受け入れるときは、申込者と研修員受け入れに関する契約を締結するものとする。この場合において、所長は、次の事項を記載した研修員受入契約書を作成するものとする。

一 研修員の研修課題

二 研修員の研修期間

三 研修員の研修に関連して得た技術上の成果（以下「研修成果」という。）の取り扱いに関すること。

四 その他研修員受け入れに必要な事項

（研修期間）

第7条 研修員の研修期間は、1年以内とする。ただし、申込者が研修の継続を希望し、かつ、所長が必要があると認めるときは、研修期間を最大2ケ年以内まで延長することができる。

（受け入れに要する費用の負担）

第8条 所長は研修に要する費用を申込者に負担させる事ができる。

2 所長は、申込者が県若しくはその機関又は国の機関等の公共的機関の場合は、受け入れ費用を納入させないことができる。

3 受け入れ費用のうち消耗品に係わるものは、当該費用に相当する代価の現物を研究所に納付することをもってこれに代えることができるものとする。

4 所長は、受け入れ費用を負担させる事とした場合は、費用の額及び納付月日についての協議書を締結する。

（研修員受け入れの中止）

第9条 所長及び申込者は、天災及びやむを得ない事由により研修員の受け入れ及び派遣を継続することが困難になったときは、研修員受け入れ中止通知書（様式第4号）及び研修受け入れ中止願（様式第5号）により相手側に通知し、相手側が承認することにより当該研修を中止することができる。

2 所長は、前頁により申込者に損害が発生しても、それを賠償する責を負わないものとする。

（研修員の資格取消し）

第10条 所長は、研修員が次の各号のいずれかに該当するときは、研修の許可を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき

（2）研修員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（3）病気等で研修の遂行が困難であると認めるとき

（研修員の遵守事項）

第11条 研修員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所長等の指示に従うこと
- (2) 総食研の風紀を乱さないこと
- (3) 総食研の信用を失墜させる行為をしないこと
- (4) 研修中に知り得た秘密は、研修期間終了後も他に漏らしてはならないこと

(損害賠償)

第 12 条 研修員の故意または重大な過失により総食研の提供した機器、設備等に損害を与えた場合は、研修員の所属する申込者または研修員本人等がその損害を賠償するものとする。

(研修員の災害補償)

第 13 条 研修員受入期間中における研修員の事故などの災害補償は、研修員の所属する申込者または研修員本人等が行うものとする。

(特許権等の帰属)

第 14 条 研修成果に係る発明に関し、特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権は、県が当該権利を承継しない場合を除き、県に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

(研修成果の公表等)

第 15 条 研修員は、受け入れ期間中に得られた研究成果を公表しようとするときはあらかじめ、受け入れを行った所長等の承認を受けなければならない。

2 所長は、研修員の研修期間中及び研修期間終了後において必要と認めるときは、研修成果を申込者以外の者に知らせ、又は公表することができる。

(研修の報告)

第 16 条 研修員は、研修終了後速やかに研修結果報告書(様式第 6 号)を所長に提出しなければならない。

(修了証書の交付)

第 17 条 所長は、研修が終了した者に対し、申込者から交付希望があった場合、修了証書(様式第 7 号)を交付するものとする。

第 18 条 この要綱に定めない事項については、所長が指示するものとする。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 1 日 改訂